

# にこにこ通信

H30年5月号No.115

医療法人社団 古川医院  
広報委員会

〒734-0023

広島市南区東雲本町1丁目1-2

TEL 082-281-7889

FAX 082-286-0100

URL <http://www.furukawa-iin.net/>

## 介護報酬改定でどう変わる？

H30.4からの介護報酬改定にて何が変わったか簡単にご紹介します。

### ①自己負担が3割の人が出てきます

これまで1~2割の自己負担でしたが年金収入等が340万円以上の高所得者の負担割合が3割に上がります。(ただし月額44,000円の負担上限あり)



### ②認定の期間が延長されます

これまで2年に一度(24か月)だった要介護認定有効期間の更新が最大3年(36か月)になります。健康状態が急に变化した場合は、いつでも必要に応じて介護認定を受けられる点は今後も変わりません。



### ③福祉用具貸与の価格のばらつきを抑制

国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握、当該商品の「全国平均貸与価格」を公示して上限を設定します。



### ④障害者福祉と介護のサービスが新たに共生

障害福祉サービス事業所も介護保険事業所の指定を受けることができる特例が設けられました。障害者が高齢者となった際にも訪問介護、デイサービス、ショートステイなどで馴染みの事業所を利用し続けられるようになります。

### ⑤通所介護にインセンティブ制度の導入

インセンティブとは業務の成果や実績に応じて給料や賞与などを変化させる制度で利用者様のADLを維持・改善させた事業所に対価が得られる仕組みです。

### ⑥新しく介護医療院が誕生

主に長期的に療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理のもとで介護や機能訓練を行うことを目的として誕生します。「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。介護保険法は平成12年に施行され3年ごとに改定が行われています。今年の改定は6年に一度、診療報酬改定と同じタイミングで行われるため医療と介護の連携を強化することを意識しながらも今後の社会保障費の増大をどのように抑制するかがこれまで通りの課題となっているようです。



4月3日 お花見弁当



4月9日 桜まつり

フルーツポンチ作り  
市内の桜画像の鑑賞をしました♪



5月のレク

日	月	火	水	木	金	土
5月 		1 健康体操	2 <b>本館 卓球</b> 健康体操	3 <b>足湯</b> カラオケ	4 <b>足湯</b> 風船バレー	5 後ろ向きバスケット
				あじさい作品	あじさい作品	あじさい作品
6 	7 健康体操	8 健康体操	9 湯山先生の 音楽療法	10 誕生日会 フラワー教室	11 折り紙	12 綱巻きゲーム
13 	14 エクササイズ	15 フリースローゲーム 絵手紙	16 健康体操	17 ホールインワン	18 お茶会	19 <b>足湯</b> カラオケ
				あじさい作品		あじさい作品
20 	21 健康体操	22 健康体操	23 <b>本館 卓球</b> 健康体操	24 折り紙教室 カラオケ	25 藤田先生の 音楽療法	26 ギター演奏会
27 	28 健康体操	29 健康体操	30 健康体操	31 スリッパでドン		
				あじさい作品		

\* 諸事情によりレクリエーションを変更する場合がございますがその際はご了承の程お願いいたします。